

【以善会レポート】第十六弾

『慊堂諫艸』註釈（四）

Ⅱ 太田資始の継嗣に関する意見書Ⅱ

中山正清

（t）養子を取ると子ができる

／○ 扱又、世に子供なしとて養子す

れば後には必ず子供出来申候。常に申順養子¹⁴⁹

と申は皆此類に御坐候也。今其一事を挙げは、昔

毛利中納言輝元卿¹⁵⁰、今は防長¹⁵¹二国主に候へとも其

節は中国にて十个国を領せらるゝ所、御男子なし。

時に太閤様¹⁵²の御台所松丸殿¹⁵³の甥子に金吾殿¹⁵⁴（割註…杉原氏

155）

と申在り。太閤様御子分¹⁵⁶になされ輝元卿へ御

養子に被遣たく思召、輝元の叔父小早川隆景卿¹⁵⁷

に仰せには、輝元に子なし、いかゝすると御意ある

時、隆景卿名ある知勇の人なれば、此は金吾殿

を養子に被下となり、左すれば毛利家の血統絶て

杉原氏になる事残念なれと存し、急に存付申

上らるゝには、一族の内某と申もの後には参議秀

元卿¹⁵⁸と申を一族共思付居候間、近日之内養子

願可仕積に御坐候と申して国許に急に使者

を遣し、右之通取極願出されたり（割註…なれども太閤の思召を背かれ

たれば始終¹⁵⁹本家のため悪からん、我に子なければ我国をすてゝ本家

をたてんと、太閤より拝領の筑前全国をもて金吾殿を養子に願れたれば

即願之通仰付られたり。金吾殿を引とられ自分は即日隠居して父元就

卿にもらわれたる備後祚原の城¹⁶⁰に引とらる。昔の知者の本家血脈

を重んせらるるかのごとし）。

右に而毛利家連綿として今に至る。さて秀元卿

養子に成玉ふ（割註…此は輝元卿の父方の甥也）其後、輝元に余多御

子出来玉ふ¹⁶¹。其一人は御家督の秀就朝臣¹⁶²に而

御坐候。其一人は毛利日向守就隆¹⁶³と申、今の毛利

大和守様¹⁶⁴の祖とならる。此は申上るも恐れ多候得

とも御朝夕を調へ申飯尾宇八郎¹⁶⁵、妻を娶り候

て十年余も子なき故、何某の子を養ひ候所、夫

より十年無子の妻か年子のように産出し今

は子供多に而難儀仕候程にいたり申候。此類を

御覽あるへし。此には面白訳合¹⁶⁶ 御坐候得とも、戯

に近く候まゝいつそ御笑草に可申上候まゝ、

此にはもらし不申上候／

149・家の養子となったものが、養家先の弟をさらに自分の養子とすること。

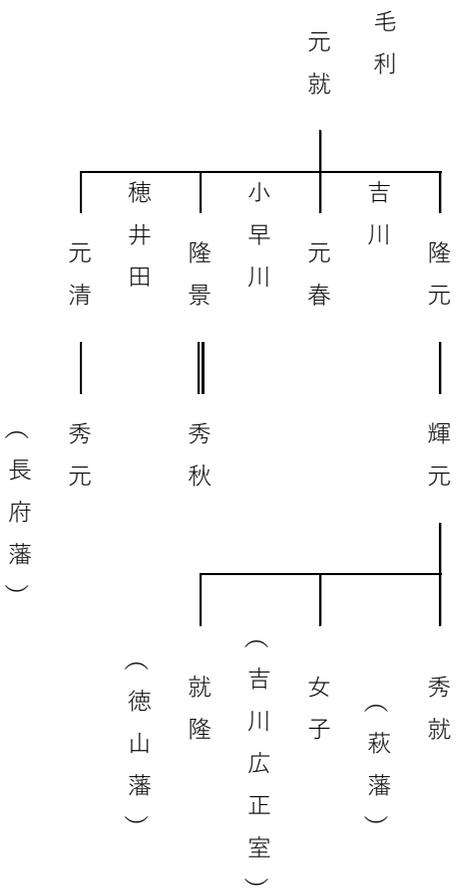
【『日本国語大辞典 第二版 第七巻』
(小学館、二〇〇一年)「順養子」項】

150・毛利輝元(天文二十二年(一五五三)〜寛永二年(一六二五))。

叔父の吉川元春と小早川隆景の補佐により中国地方東部に勢力を拡大。天正十年(一五八二)備中高松城で羽柴秀吉と対戦するが、本能寺の変後は秀吉に属し、同十七年に広島城を築城。同十九年に中国筋九カ国百二十万石を与えられる。慶長五年(一六〇〇)関ヶ原の戦いで西軍の総大将とみなされ、周防・長門二カ国に減封された。

【前掲『戦国人名事典』「毛利輝元」項】

・輝元を中心とする毛利氏略系図は次の通り。



【前掲『新訂寛政重修諸家譜 卷十』二四一〜二四六頁】

151・周防と長門。 【前掲『広辞苑』「防長」項】

152・豊臣秀吉の称。 【前掲『広辞苑』「太閤」項】

153・松ノ丸殿（？）寛永十一年（一六三四）は豊臣秀吉の側室。

京極高吉の女。はじめ若狭の武田元明に嫁すが、元明が滅ぼされた後に秀吉の側室となる。側室の中では淀殿につぐ地位を占めた。

【前掲『戦国人名事典』「松ノ丸殿」項】

154・「金吾」は衛門府の長官または次官。

【前掲『旺文社古語辞典』「金吾」項】

・ここでは中納言と左衛門督を兼ねていた小早川秀秋（天正十年（一五八二）〜慶長七年（一六〇二））のこと。豊臣秀吉の正室北政所の兄木下家定の子。三歳の時に秀吉の養子となるが、文禄三年（一五九四）に小早川隆景の養子となる。筑前名島城主となり、関ヶ原の戦いでは西軍を裏切って東軍勝利に大きな役割を果たした。戦後、岡山城主となるが、慶長七年に二十一歳で死去。

【前掲『戦国人名事典』「小早川秀秋」項】

・『諫艸』が小早川秀秋を「松丸殿の甥子」としているのは誤りで、正しくは秀吉の正室北政所の甥。

155・小早川秀秋の実父木下家定は、もと杉原氏を称していたが、豊臣秀吉から木下姓を与えられた。杉原氏は平氏の子孫と称していた。「杉原氏になる事」は「平氏になる事」とすべきである。

【『新訂寛政重修諸家譜 第十八』（続群書類従完成会、一九六五年）

二八一～二八二頁】

156・仮に子として取り扱うもの。義子。【前掲『広辞苑』「子分」項】

157・小早川隆景（天文二年（一五三三）～慶長二年（一五九七））は

毛利元就の三男で小早川氏の養子となる。兄の吉川元春とともに

「毛利両川」と称され、父の元就、甥の輝元を助けて中国・四国・

九州に勢力を拡大するのに力があつた。天正十五年（一五八七）、秀

吉から筑前・筑後などを与えられる。実子がなく秀吉の外甥秀秋を

養子とした。

【前掲『戦国人名事典』「小早川隆景」項】

158・毛利秀元（天正七年（一五七九）～慶安三年（一六五〇））の実父

は、毛利元就の四男穂井田元清。天正二十年（一五九二）に主家輝元

の養子となり、文禄・慶長の朝鮮出兵では輝元に代わり指揮を執る。

文禄四年（一五九五）、輝元に実子秀就が生まれると別家を立て、関ヶ

原の戦い後は長府藩（三万六千石）藩主となる。

【前掲『戦国人名事典』「毛利秀元」項】

5

159・結局。ついには。

【前掲『広辞苑』「始終」項】

160・小早川隆景が居城とした三原城のことか。隆景は永禄十年（一

五六七）に三原城を築城。天正十五年（一五八七）に筑前・筑後に

移封となり名島城を居城とするが、家督を養子の秀秋に譲つた文禄

四年（一五九五）、三原城を隠居城とした。

【三原市ホームページ「小早川隆景・三原城関連年表」】

161・輝元の実子は、秀就、吉川広正室となつた女子、徳山藩初代

藩主の就隆の三人。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十卷』二四二～二四六頁】

162・毛利秀就（文禄四年（一五九五）～慶安四年（一一））は、慶

長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦い後に父輝元から家督を継ぎ、初

代萩藩主となる。

【前掲『戦国人名事典』「毛利秀就」項】

163・毛利就隆（慶長七年（一六〇二）～延宝七年（一六七九））。毛利

輝元の二男。寛永十一年に周防国都濃郡などに四万五千石を与えられ、

徳山藩初代藩主となる。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十卷』二六〇頁】
164・毛利広鎮（安永六年へ一七七七）（慶応元年へ一八六五）。寛政九年徳山藩主の家督を相続、従五位下大和守に任じられる。のち改めて日向守。
【前掲『三百藩藩主人名事典 第四卷』「徳山藩・毛利広鎮」項】
165・天保五年（一八三四）の『遠江国掛川分限帳』に「三拾俵三人扶持 料理人改元勝手目附衆 飯尾宇八郎」とある。

【『遠江国掛川分限帳』（掛川市立中央図書館・図書館ボランティア掛川地方史研究会）四頁】

166・理由。

【前掲『広辞苑』「訳合い」項】

(u) 実子ができれば順養子に

／○扱前にも申上候、御家来

より御百姓迄道灌様以来の御血脈御他姓に

なり候を奉傷候本心底意^{いたみためまつり}166を汲取らせられ、御血

脈の御養子被遊たらは、御家来百姓^ぼどもの歡^{よろこび}は

申に不及^{およばず}三十余代の御尊靈様にも御憑依^{ひょうい}の

所なく、御祭りにとほしかりしか尚又

御先代様迄通りにならせらるゝを御満悦被遊、

御前様此御徳義冥理^{みょうり}167にかなひ、自然と御子様

も余多御誕生^{あまた}あらせられ168、

御奥様にも御快復、且申上候も恐多奉存候得
とも、

御前様にも我等養子故と御心に常に御ひけ
被為在、

奥方様にも殿様には御養子なり、身は御血統
の御事と思召候得は、自然と御我儘の御心も
いらせられ候所、此度

御前様御血脈を御養子、御家督は其御方と御
取極御坐候得は、

奥方様は

御前様の御家に御嫁入被遊候同様之事、且は

御前様右様に御義理を被為立候に自然と御

感心被遊、御痲症も御平愈あらせらるゝ筈に御

坐候。个様御坐候得は、

御前様に常に我等養子故と御引けの心被為

入候而、

奥方様にも御遠慮被遊、御役人共へも御心置^{ごこころおき} 169 御

坐候も、雲開^{ひらき}て月さへわたるように一時にさらりと

御快然、御心暢々^{のびのびと}可被遊、第一には

方叟^{ほうそう}様は張あてた、太田様は何やらんなど^ど世上

に申^{まを}誚^{しり}もきへ、

御前様廿四歳にて重き御役^{ごやく} 170 も被^お為^お仰^お蒙^も候

御厚運之所、右様之御美事^{ごびじ}御坐候^{ごまゐ}得^えは、前にも

申上^{もうしあげ}候

上様御寵遇^{ごちゆうぐう}益^{ます}深可思召、左すれは御昇進^{ごしょうしん}も

別而^{べつして} 171 御早被^{あらせられ}為^な在候事、当然之御儀と奉存、御

養実共に被^{たいせらる}対^{たい}御義理^{ごぎり} 172 も御孝道も十分相立申

候。扱^{さて}以後

奥様に若様御誕生、御妾腹^{しやうふく}にも御出生被^{ごしゅつせ}為^な

在候は、御嫡子^{ごちやくし}は御順養子なりとも 173、御

庶子は御里様御本末へ御養子なりとも思召

次第、御物入られ¹⁷⁴可被進候。此御事に付猶此上に申

上候事も多少御坐候得とも余りに長言に相成

候間、先此段迄申上候。御覧之上猶又御不審

等も被為在候は、一々御糾明可被遊候。右に付

私申上候儀、不届と思召候は、奈何様にも可被

仰付、私申上候儀に付聊も道理に背す事御坐

候か、虚偽不実御坐候は、天神地祇¹⁷⁵・御家

三十余代之御尊靈様目前に御冥罰¹⁷⁶可被

遊候事と可思召候。以上

臣復¹⁷⁷ 恐惶¹⁷⁸ 味死¹⁷⁹ 言

上御直覧¹⁸⁰

166・心の中にもっている考え。心底。

【前掲『角川漢和中辞典』「底意」項】

167・隠されている道理。

【『日本国語大辞典 第二版 第十二卷』（小学館、

二〇〇一年）「冥理」項】

168・『慊堂諫艸』の翌文政九年（一八二六）、資始には男子（丈三郎）

が生まれるが、天保四年（一八三三）九月二十八日に死去している。法号は大法院東流日漸。 【前掲『系図纂要』「清和源氏 廿二」】

・『御年回六十之図』には資始（栄隆公）の次男として「大法君 天保四年九月廿八日」とある。前掲『系図纂要』によれば、文政十年生まれの資功よりも早く生まれているのに次男とされたのは、丈三郎の出生を幕府に届けるのが、資功よりも後になったためであろう。

【前掲『御年回六十之図』】

・丈三郎誕生の後、文政十年には資始と正室條の間に掛川藩主を継ぐ資功が生まれ、條の死後も資始には何人もの子が生まれた。他の大名家の養子となった息子に上野館林藩（六万石）藩主となる秋元礼朝（一八四八〜八三）、日向延岡藩（七万石）藩主となる内藤政挙（一八五二〜一九二七）がいて、大名の正室となった娘には信濃上田藩主松平忠礼室の宝、越後長岡藩主牧野忠恭室の籌君、陸奥相馬藩主相馬充胤室、上総久留里藩主黒田直和室の短子らがいる。

【『三百藩藩主人名事典 第一巻』（新人物往来社、一九八六年）「館林藩・秋元礼朝」項】

【『三百藩藩主人名事典 第四巻』（新人物往来社、一九八六年）「延岡藩・内藤政挙」項】

【歴史読本編集部編『カメラが撮らえた 幕末三〇〇藩 藩主とお姫様』（新人物文庫、二〇一五年）二二三〜二二七頁】

【『三百藩藩主人名事典 第三巻』（新人物往来社、一九八七年）「長岡藩・牧野忠恭」項】

【前掲『三百藩藩主人名事典 第一巻』「相馬藩・相馬充胤」項】

【前掲『三百藩藩主人名事典 第一巻』「久留里藩・黒田直和」項】

169・心づかい。遠慮。 【前掲『旺文社古語辞典』「心置き」項】

170・それまで奏者番だった資始は文政五年（一八二二）、二十五歳のと き寺社奉行を兼ねた。 【『家譜』卷之五】

・奏者番は、年始・五節句などで大名・旗本が将軍に謁見する際、姓名や進物の披露または将軍からの下賜物を伝達する職。譜代大名

の中から選ばれ、老中などへの昇進コースの出発点となった。

【前掲『新版角川日本史辞典』「奏者番」項】

171・とりわけ、格別。 【前掲『旺文社古語辞典』「別して」項】

172・(儒教で説く)人のふみ行うべき正しい道。

【前掲『広辞苑』「義理」項】

173・資始に実子ができ、太田家分家から迎える養子の順養子とすれば、道灌の男系血脈をつなげることはならない。『慊堂日曆』文政八年二月十六日条には、『慊堂諫艸』を読んだ資始からこの点を指摘されている記事がある。

君に謁し、前議をかさぬ。君は云う、卿議中の擬するところの教旨に、他日夫人が生むところの子を以て養子の嗣となすの語あり。これすなわち終に我が子を以て嗣となすなり。この一語を刪れば如何と。復は曰く、これますます以て君徳を見るなり。君の宗支、国をおさめ家をおさむる者、おおむね他姓を以て継嗣となす。君がその生むところをしてこれを嗣がしめば、すなわち君の所出、何ぞ帰することなきを患えんやと。再拜して出ず。(後略)

「君の宗支」以下の文についてみると、「宗支」は「分家、一族」の意味。堀田家は嫡流も支流も、国や家を治めている者はおおむね他姓のものを跡継ぎとしている。資始の男子に(堀田家の分家)を継がせれば、資始の男子の行き先に悩むことはないはずです、といった意味になる。

ここでは正室が産む嫡子、側室が産む庶子の区別はしていない。とすれば、「御嫡子は御順養子なりとも」の個所は、この段階で削除し、資始に男子ができれば嫡子、庶子を問わず堀田家の養子にすると変更したということになる。

堀田家で他姓からの養子が当主となったのは、文政八年以前には、佐野(堅田)藩主で若年寄、『寛政重修諸家譜』編纂の総裁を務めた正(仙台藩主伊達宗村の八男)ぐらい。「おおむね他姓を以て継嗣となす」

というの誇張した表現である。

【前掲『慊堂日曆 1』文政八年二月十六日条】

【諸橋徹次著『大漢和辞典 卷三』（大修館書店、一九五六年）
「宗支」項】

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十一』九頁】

・なお、前掲の鈴木瑞枝著『松崎慊堂』も正室との間に男子ができた場合に順養子とするという記述の矛盾を指摘し、以下のように記している。

そうすると資始の子は太田資言の娘条の血を半分継いでいるので、それで太田家の血統は維持出来るというのであろうか。慊堂自身もそうは考えていなかった。どうもよく分からないのだが、あるいはその当時であって家臣としては、この程度のことを上申するのが、精一ぱいの抵抗であったのかも知れない。それともあまり先のことは、その時その時考えればよい、とりあえず今は…としたのかも知れぬ。

【前掲『松崎慊堂』一三三頁】

174・ものごとを達する。 【前掲『旺文社古語辞典』「入る」項】

175・天つ神と国つ神。すべての神々。

【前掲『広辞苑』「天神地祇」項】

176・神仏が人知れずくだす罰。 【前掲『広辞苑』「冥罰」項】

177・復は慊堂の実名。註1参照。

178・おそれかしこむこと。 【前掲『角川漢和中辞典』「恐惶」項】

179・上書文などに用いることば。死を冒すという意で、自分の考えが誤りであるなら、死をもっておわびするということ。

【前掲『角川漢和中辞典』「昧死」項】

180・親しく御覧になること。 【前掲『広辞苑』「直覧」項】

(v) 養子を取る申入書の文案

別紙

本書申上候主意御納得被遊候は、早速御

決断被遊、外記¹⁸¹へ御相談及兩地御年寄一統へ

御書を以可被仰諭^(マ)候。其御案文愚意如

左

吾等^{われら}事御先代様思召に而仮養子に被成候

所、意外之御大變に而不料^{ふりよう}¹⁸²にも婿養子に相成

候。実は御家に御先祖様、右様之御手当^{てあて}と

して末家被立置^{たておかれ}候内蔵頭家に御血脈有之所、

当時吾等幼年に付何之弁^{わきま}へも無之他姓を以て

御家を継候事、近比^{ちかごろ}不安之事と存候間、内蔵

頭^{ことも}子共之内相応之者一人見立候而吾等養子に

いたし、御先祖之血脈に返し度^{たく}と存候也。其方達

奈何存候哉^や。兩地能々打合無遠慮^{もうしきかずべし}可申聞。もし

義理之当然と存候は、吾等存意を相達候様

可致候。近日尚又心掛^がり等も有之候間、急度^{きつと}申聞

候也。勿論もちろん養子致候上、吾等子共奥方に出来候

上はじゆん順養子なりとも、妾腹はらに有之候はば里

方本末も余多有之候間、養子に遣候やり而も不苦所くるしからざるところ

へ遣くれ候様可致候いたすべく。此段急度申入候。以上

文政乙酉きのとり

二月 日

御名みな

太田外記殿げき

四宮与左しのみや（カ）衛門殿 183

若林左忠殿さちゅう 184

甲賀全助殿もくすけ 185

福島幸内殿こうない 186

河野加右衛門殿かうえもん 187

181・『松崎慊堂』は、太田相君について「江戸詰めの年寄太田彦六と思
われる」としている。【前掲『松崎慊堂』一三五頁】

・太田資永（？）天保五年（一八三四）。藩主太田家の分家筋に当
たる。彦六・隼人・外記・資深ともいう。文化十年の父の逝去により
跡式千石を相続。文政四年に城代、同五年に病氣のため引き籠ったが、
月番として登城した。同十一年に藩主太田家の先祖源頼政の六百五十

年忌に藩主資始の名代を勤めた。同年に二百石を増加される。天保二年、資深を資永と改める。同五年、病気のため隠居し、如々齋と名乗り、同年死去。

【前掲『三百藩家臣人名事典 第四卷』「掛川藩・太田資永」項】
・慊堂は『諫艸』を奏上する前、太田外記ら藩の重役としばしば連絡を取っている。『慊堂日曆』から、外記をはじめとする重役と会った記事と『諫艸』に關係する記事を拾えば、以下の通り。

文政七年

一月十三日…中邸を訪い、井齋と太田相君を訪う。

一月十六日…朝、若林大夫を訪う。

四月五日…朝、太田大夫に赴く。午に帰る。

四月十二日…帰路に太田相君をよぎって一書を投じて辞去す。

四月二十九日…太田国老をよぎる。不在。その兒子に面す。

十一月十三日…晩、橋爪参政の招に赴く。酔中に事を論じ、意向あわずして去る。

十二月十一日…橋爪参政帰る。和田叔侯とこれを川崎駅に送る。岡生拱は従行す。参政と心事の決を語って別る。(略)

橋君を送る詩

寒冱に氷月は嚴たり、荒江の六合のほとり。相知る二十年の意、ともに四朝に仕うるの心。旧伐は君いよいよ高く、孤臣は感独り深し。河梁に遠く攀じて別るれば、白首は知音少し。

十二月二十二日…密啓を以て太田相君に赴く。

十二月二十三日…相君が橋爪氏に与うる書に致す所の強弁は驚くべし。

十二月二十六日…相君の子の隼人来り、相君が橋君に答うる書を示す。余は橋君を弁ずる書を呈す。

文政八年

一月十四日…夜、密割を浄書し、丑刻に始めておわる。雪なお

歇まず。且つふり且つ消え、積ること五寸に過ぎざるのみ。老人の学ぶことかくの如し。笑うべし。

一月十八日…密疏を大夫に書して呈す。

一月二十日…二十日に相君より書あり。これに赴き、前事をおさむ。

一月二十九日…一書を相君に投じ、子の舎に還る。

二月六日…今君は紀姓を以て入ってこれを継ぐ。初め余は白事を列ねんと欲して、因淳して達せず。この夜、閑を乞うて進説す。君は霽容引納す。その喜びは見るべきなり。

二月七日…昨夜の事を以て如斎相君に赴いて告ぐ。且つ二子の書を返す。

【前掲『慊堂諫艸 1』】

・文政八年一月十四日に「密割を浄書し」が、慊堂が諫艸を記した記事であろう。それ以前から慊堂は太田相君（外記）、若林大夫、橋爪参政と連絡を取り合っていたことがわかる。若林大夫については註183参照。

橋爪参政は、『文政七年武鑑』に出ている用人橋爪弥右衛門のことと思われる」（前掲『松崎慊堂』一三四頁）という。文政七年十二月十一日、橋爪が掛川へ赴任するのを慊堂は掛川駅まで見送り、送別の詩の中で慊堂は自らを「孤臣」「知音少し」と詠んだり、掛川に行った後の橋爪とも連絡を取り合っていることから、橋爪と意見を同じくしていたと推測できる。

一方、「相君が橋爪氏に与うる書に致す所の強弁は驚くべし」という記事があるように、太田外記と慊堂・橋爪との間で意見は一致していなかったようだ。外記がどのような意見を持っていたかは不明だが、慊堂としては筆頭重役というべき外記を無視することはできず、文政八年一月二十日に和解（「前事をおさむ」）し、二月六日夜の諫艸提出となった。

【諸橋徹次著『大漢和辞典 第一』（大修館書店、一九五五年）

「不料」項】

183・筆写者が「左」の字の脇に「カ」と記している。松崎慊堂の「故掛川年寄雪窓四宮君墓表」や『三百藩家臣人名事典』は「四宮与右衛門」としている。

・天明七年に父の死により五百石を相続。はじめ角次郎、仲之進、仲右衛門といい諱は成房。側用人、用人、番頭などを経て享和元年（一八〇一）から年寄。文政十一年（一八二八）死去した。

【前掲『三百藩家臣人名事典 第四卷』「掛川藩・四宮与右衛門」項】
・諱は晴成、通称は与右衛門、雪窓と号す。享和元年に年寄となり、資愛・資順・資言・資始の四代に仕え、長く江戸藩邸の要職にあった。武芸、和歌、茶道などをたしなみ、慊堂とも親交が厚かった。

【前掲『松崎慊堂全集 二』所収「故掛川年寄雪窓四宮君墓表」
一二五～一二八頁】

184・若林家は六百石で代々番頭、家老、年寄を勤めた。左忠種之は天保五年（一八三四）に死去した。

【前掲『三百藩家臣人名事典 第四卷』「掛川藩・若林直記」項】
185・甲賀家は代々番頭、年寄を勤めた。奎助は三百三十石で天保四年（一八三三）に死去した。

【同右書「掛川藩・甲賀左右馬」項】

186・年寄を務め文政十一年（一八二八）に没した幸右衛門住侯か。

【同右書「掛川藩・福島平作」項】

187・河野十郎右衛門（？）天保七年（一八三六）。諱は通明。はじめ九郎次郎、加右衛門と称した。父の加右衛門通模が文化十年に隠居したため跡式千石を継ぎ格式番頭を仰せ付けられ、掛川勝手を預かる。同十三年年寄見習、文政二年（一八一九）年寄役、天保六年（一八三五）に家老となり、天保七年（一八三六）死去。

【同右書「掛川藩・河野十郎右衛門」項】

・太田外記以下河野十郎右衛門までの六人は、藩の年寄であろう。

(w)「すつと」仰せ付けられるように

此御書は後世にも残候間、右様に急度年

月姓名とも被入置候様仕度候。

右之通に而御主意相達候。くれ／＼も無御疑

此度御決断被遊早々被仰出候様奉願

候。世に寸善尺魔と申諺も有之候間、善事

は速に取行候はねは出来ぬものにて御坐

候。夫故兼而御読み被遊候説苑にも、周武

王太公望に御尋に天下何事か尤不吉なる

ものそとありし時、太公望留善不祥と対ら

れたり。其意は善事としりながらそのなり

留置くほどの事なしと也。右故返々も此事御

急き被遊候様申上候。

尚又此義御本心兼而被思召付候間、すつと

被仰付候而至極宜敷御坐候得とも、左

様被遊かたく候はば、外記へ内々御相談之所、

義理之当否は尚なお又私へも御意御坐候所、私

も御尤もつとも千万と奉申上候間、被仰出候と申

候而も可しかるべく然候。乍しかしながら然御独断を以もつてすつと被仰

出候方格別に美敷被奉存候。

復又白もうす 193

188・世の中は、よいことには妨げが多くて成りがたいたとえ。

【前掲『角川漢和中辞典』「寸善尺魔」項】

189・『説苑（ぜいえん）』。前漢の劉向（りゅうきょう）編の故事説話

集。【池田秀三訳注『説苑』（講談社学術文庫、二〇一九年）一三頁】

190・周の文王の誤りか。註192参照。

191・初め渭水のほとりに釣糸を垂れて世を避けていたが、周の文王に用いられ、武王を助けて殷を滅ぼした。

【前掲『広辞苑』「太公望」項】

192・『説苑』には「留善不祥」ではなく「宿善不祥」と記されている。

「宿善」は、善事を直ぐに行はないで引きのばすこと。「不祥」は縁起の悪いこと、不吉なこと。「宿善不祥」で、よいことを引きのばすのは縁起が悪い、という意味になる。

【橋徹次著『大漢和辞典 卷三』（大修刊書店、一九五六年）「宿善」項】

【前掲『広辞苑』「不祥」項】

・『説苑』の該当箇所を『説苑纂註』（寛政六年（一七九四）、尾張・紀徳民序）に従って読み下すと以下の通り。

文王、呂望ニ問ヒテ曰ク、天下ヲ為（おさ）ムルコト若何（いかん）。対（こた）ヘテ曰ク、王国ハ民ヲ富マス、覇国ハ士ヲ富マス、僅ニ存スルノ国ハ大夫ヲ富マス、道ヲ亡スノ国ハ倉府ヲ富マス。是ヲ上溢フレ下漏ルト謂フ。文王ノ曰、善シ。対ヘテ曰ク、善ヲ宿ルハ不祥ナリト。是日ヤ其ノ倉府ヲ発（ひらき）テ以テ鰥寡孤独ヲ振（ほどこ）ス。

現代語訳すれば以下のようなになるであろう。

文王が呂望（太公望）に「天下を治めるにはどうしたらよいか」と尋ねると、太公望は「徳のある王が治める国（王国）は民衆を富ませ、諸侯の旗頭となるような国（覇国）は官吏を富まし、何とか存続しているような国は貴族を富ませ、人の行うべき道を行わない国は（国の）倉庫を富まします。これを上からは溢れ下からは漏れるといいいます」と答えた。

文王が「わかった」と言うと、太公望は「善いことをすぐに実行しないのは縁起の悪いことです」と話した。文王はその日のうちに倉庫を開けて鰥寡孤独（老いて妻のない夫、老いて夫のない妻、みなしご、子のない老人など身寄りのない者）に施しを行った、

【『説苑纂註 卷之七』…人文学オープンデータ共同利用センター

『日本古典籍データセット』収録】

まとめー「諫艸」の背景

掛川藩主太田資言が文化七年（一八一〇）、参勤交代で赴いた掛川で、三十二歳の若さで急死すると、仮養子だった堀田丈三郎（近江宮川藩主堀田正毅の三男）が太田家を継ぐことになり資始と名乗りました。太田家は江戸城を築いた太田道灌の男系子孫が続いていたのですが、ここに男系の血統が途絶えることになったのです。

仮養子とは、跡継ぎが決まっていないう藩主が参勤交代などで江戸を離れるとき、万一の事態に備えて跡継ぎの候補者を幕府に届ける制度（註23

参照)。太田家には五千石の旗本の分家（以下、内蔵頭家と記す）があったのですが、その姻戚である松平乗友（大隅入道）の行跡に不安がある（註39参照）など、資言にとって内蔵頭家はあまり近付けたくない存在でした。

参勤交代前、資言はたまたま江戸城中で堀田正毅から仮養子の話を持ち掛けられ、丈三郎を気に入ったことから仮養子としたのです。三十代前半の資言はまだ男子をもうける可能性があり、ましてや自分が死んでしまうなどとは考えなかったはずです。丈三郎を仮養子にしたものの、本気で跡継ぎにしようという気はなかったと考えていいでしょう。ところが、資言の突然死去してしまったことで、資始はハプニング的に太田家を継いだこととなります。

資始が太田家を継ぐことになり、内蔵頭家の家中には「戦国時代の亡国の浪人の心持ち」といった不満の声があり、江戸の庶民の間では「堀田様は張りあてられた：」（堀田様は賭けに勝った）と、一万石三千石の宮川藩主の三男が五万石の掛川藩主になったことを揶揄する戯れ歌も聞かれました。太田家の祖先の道灌は、江戸城の築城や山吹の説話を通じて、江戸の庶民にも知られていた（註17参照）ことから、道灌の血統ではない資始が太田家を相続したことに関心が寄せられたのでしよう。

掛川藩内では当初は目立った反発はみられなかったようですが、資始が藩主となってからは領内で天災が相次ぎました（註55参照）。文化十四年（一八一七）に資始が掛川に初入部したとき、御殿の縁の下から呪いの人形が見つかったのは、資始に対する強い不満を持つ者が城内にいたことを示しています。

「堀田様は張りあてられた：」といった世評にも影響され、天災が続くのは他姓からの養子である資始に原因があるというような迷信を信じた者の仕業だったのかもしれない。

資始はその後、資言の娘の條と結婚し、幕閣では奏者番、寺社奉行と順調に出世しています。しかし、正室の條は癩性を患い、資始が側室との間にもうけた女子が相次いで夭折するという不幸が相次ぎます。領内は引き続き天災に悩まされています。

條の母の見修院らはこれを憂い、迷信に走るようになりました。太田資愛の息子の資武、資順、資言がいずれも若くして死去したり、資始に跡継ぎができなかったり、條が癩性になるなど不幸が相次ぐのは、戦国時代に無念の死を遂げた太田駒千代の祟りだと信じ込んだのです。

このような奥向きの雰囲気の影響してか、資始は「我等養子故（私は養子だから）」という引け目を正室や重役に感じるようになっていました。このままでは藩政を指導することは難しくなり、また、幕閣での出世もおぼつかなくなってしまう。

一方、内蔵頭家についてみれば、資言が懸念していた松平乗友は文政七年（一八二四）に死去（註39参照）して、同家から養子を迎えることを拒む理由はなくなりました。内蔵頭の娘の加久は將軍家斉の寵愛を受けていた（同五年と九年にそれぞれ娘へとも夭折）を産む、註37参照）ことも、同家から養子を迎えれば、將軍との距離が近くなり、資始の幕閣での出世も一層順調になるという目論見が、藩の重役らの間にあつたと考えることができます。

慊堂が太田外記らと打ち合わせた（註181参照）上で文政八年に『慊堂諫艸』を書いたのには、以上のような背景があつたのです。

慊堂にしてみれば、他姓の者が跡を継ぐというのは信奉する儒学の考えとは異なるため、これを改めたいという気持ちを抱いていて、また、気弱になつている藩主に藩の将来への不安もあつたでしょう。

さらに、資順・資言が藩主のときには慊堂の意見が採用されていた（註7参照）のに、資始が藩主になつてからは、軽んじられていたという鬱屈があつたので、『諫艸』を契機に自らの意見が再び藩政に反映されるようになってほしいという期待があつたとも想像できます。

この『慊堂諫艸』を受けた資始の反応は、『慊堂日暦』文政八年二月五日条の次（前掲『慊堂日暦 1』）に、以下のように記されています。

今君は紀姓を以て入つてこれを継ぐ。初め余は白事を列ねんと欲して、因循して達せず。この夜（二月六日）、閑を乞うて進説す。君は霽容引納す。その喜びは見るべきなり。

「霽」は「はれる」「心がさっぱりする」といった意味（前掲『角川漢和中辞典』『霽』項）ですから、資始は快く受け入れたということになります。

同十六日には再び慊堂と会い、資始と正室との間に男子ができた場合、内蔵頭家から迎える養子の順養子にすればよいとする『諫艸』の記述について、資始は「（結局は）我が子を跡継ぎとすることになるので、その個所を削除すべきだ」との考えを示しています（註173参照）。

このように『慊堂諫艸』を快く受け入れ、さらにその趣旨を徹底させる意向を慊堂に示した資始ですが、内蔵頭家から養子を迎えるという意思表示がなされることはなく、文政十年に條との間に生まれた男子（後の資功）が跡継ぎになります。

この間にどのような出来事があったのでしょうか。それについては稿を改めて『慊堂先生語録』をみたいと思います。

（了）

〔訂正〕

- ① 『慊堂諫艸』註釈（一）4頁の「旗本（五千石）太田氏略系図」の「（松平）乗安」を「（松平）乗友」に訂正。
『慊堂諫艸』註釈（三）の註86を、以下のように訂正します。
- ② 86・袴田鷹郵著『掛川城略年譜 未定稿』は、資言が死去した頃の重臣を記していて、中村彦右衛門は「御用人 二百石」とある。

【袴田鷹郵著『掛川城略年譜 未定稿』（袴田鷹郵、一九六一年）五三頁】